

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う郵送による在留カードの交付について

東京出入国在留管理局

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う諸情勢に鑑み、在留期間更新許可申請及び在留資格変更許可申請について、東京出入国在留管理局では2020年4月23日（木）から当分の間、郵送による在留カードの交付を行います。留意点は以下のとおりです。

1 対象案件

東京出入国在留管理局に申請した在留期間更新許可申請及び在留資格変更許可申請であつて証印シールの交付を伴わないもの。

※ 出張所に申請した案件は対象外となります。

※ 在留カード交付時に別途申請を必要とするもの（資格外活動許可申請、記載事項変更、有効期間更新等）は対象外です。

2 郵送できる方

有効な申請等取次者証明書又は届出済証明書を有し、申請人から在留カードの受領について依頼を受けている方

3 必要書類

① 在留カード（交付を受けている場合）

② 収入印紙を貼付した手数料納付書（署名欄に申請人の署名がなされているもの）

③ 申請受付票

④ 通知書（本年4月23日以降に申請された方については、郵送交付の可否を記載した通知を送付します。ただし、同月22日以前に申請された方については、現行の通知はがきを本通知とみなしますが、在留カードが交付されない案件については、郵送交付の対象とはなりません。）

⑤ 指定書（旅券から外して送付してください。）

※ 在留資格「高度専門職」、「特定技能」、「特定活動」のみ

⑥ 送付用封筒（取次者の住所を記載の上、簡易書留代金分の切手を貼付してください。レターパックでも差し支えありません。）

⑦ 申請等取次者証明書又は届出済証明書の写し

⑧ 旅券の身分事項頁の写し（旅券に漢字がない場合は漢字記載のある公的資料の写し

※ 申請時に在留カード漢字併記申出書を提出している場合のみ。

⑨ 依頼書（在留カードの受領のみ依頼された場合）

※ 同一封筒で複数の在留カード交付を希望する場合は、任意の様式で申請番号、国籍・地域、氏名、性別、生年月日、在留カード番号等を記載した名簿を同封してください。

※ 郵便の送受信等に時間を要するため、特例期間の満了日（本年3月、4月、5月、6月に在留期間が満了する者が、在留期間満了日から3か月を経過する日までに在留期間更新許可申請及び在留資格変更許可申請に及んだ場合を除く。）の2週間前までにご郵送願います。

※ 本年3月、4月、5月、6月に在留期間が満了する者が、在留期間満了日から3か月を経過する日までに在留期間更新許可申請及び在留資格変更許可申請に及んだ場合は、在留期間満了日から5か月を経過する日の2週間前までにご郵送願います。

4 本件問合せ先

審査管理部門（FAX:03-5796-7128 TEL:0570-034259 所属部署番号210）